

機械・電気設備請負工事必携

1 機械・電気設備工事共通仕様書

新旧対比表

(令和6年4月)

目次	改訂前		改訂後	
	目次		目次	
	第1編 共通事項		第1編 共通事項	
	第1節 総則		第1節 総則	
	1-1-1	適用 1-1	1-1-1	適用 1-1
	1-1-2	用語の定義 1-1	1-1-2	用語の定義 1-1
	1-1-3	設計図書の照査等 1-6	1-1-3	設計図書の照査等 1-6
	1-1-4	施工計画書 1-6	1-1-4	施工計画書 1-6
	1-1-5	コリンズ (CORINS) への登録 1-7	1-1-5	コリンズ (CORINS) への登録 1-7
	1-1-6	監督職員 1-8	1-1-6	監督職員 1-8
	1-1-7	工事用地等の使用 1-8	1-1-7	工事用地等の使用 1-8
	1-1-8	工事の着手 1-8	1-1-8	工事の着手 1-8
	1-1-9	工事の下請負 1-9	1-1-9	工事の下請負 1-9
	1-1-10	施工体制台帳 1-9	1-1-10	施工体制台帳 1-9
	1-1-11	受発注者間の情報共有 1-10	1-1-11	受発注者間の情報共有 1-10
	1-1-12	受注者相互の協力 1-10	1-1-12	受注者相互の協力 1-10
	1-1-13	調査・試験に対する協力 1-10	1-1-13	調査・試験に対する協力 1-10
	1-1-14	工事の一時中止 1-11	1-1-14	工事の一時中止 1-11
	1-1-15	設計図書の変更 1-12	1-1-15	設計図書の変更 1-12
	1-1-16	工期変更 1-12	1-1-16	工期変更 1-12
	1-1-17	支給材料及び貸与品 1-12	1-1-17	支給材料及び貸与品 1-12
	1-1-18	工事現場発生品 1-13	1-1-18	工事現場発生品 1-13
	1-1-19	建設副産物 1-13	1-1-19	建設副産物 1-13
	1-1-20	工事完成図 1-14	1-1-20	工事完成図 1-14
	1-1-21	工事完成検査 1-14	1-1-21	工事完成検査 1-15
	1-1-22	既済部分検査等 1-15	1-1-22	既済部分検査等 1-15
	1-1-23	部分使用 1-16	1-1-23	部分使用 1-16
	1-1-24	施工管理 1-16	1-1-24	施工管理 1-16
	1-1-25	履行報告 1-18	1-1-25	履行報告 1-18
	1-1-26	工事関係者に対する措置請求 1-18	1-1-26	工事関係者に対する措置請求 1-18
	1-1-27	工事中の安全確保 1-18	1-1-27	工事中の安全確保 1-18
	1-1-28	爆発及び火災の防止 1-20	1-1-28	爆発及び火災の防止 1-21
	1-1-29	後片付け 1-21	1-1-29	後片付け 1-21
	1-1-30	事故報告書 1-21	1-1-30	事故報告書 1-21
	1-1-31	環境対策 1-21	1-1-31	環境対策 1-21
	1-1-32	文化財の保護 1-24	1-1-32	文化財の保護 1-24
	1-1-33	交通安全管理 1-24	1-1-33	交通安全管理 1-24
	1-1-34	施設管理 1-27	1-1-34	施設管理 1-27

	改訂前	改訂後
	<p>1-1-35 諸法令の遵守 1-27</p> <p>1-1-36 官公庁等への手続等 1-29</p> <p>1-1-37 施工時期及び施工時間の変更 1-30</p> <p>1-1-38 工事測量 1-30</p> <p>1-1-39 不可効力による損害 1-31</p> <p>1-1-40 特許権等 1-31</p> <p>1-1-41 保険の付保及び事故の補償 1-32</p> <p>1-1-42 臨機の措置 1-32</p> <p>1-1-43 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） 1-33</p> <p>第2節 土木工事部分</p> <p>1-2-1 一般事項 1-33</p>	<p>1-1-35 諸法令の遵守 1-27</p> <p>1-1-36 官公庁等への手続等 1-29</p> <p>1-1-37 施工時期及び施工時間の変更 1-30</p> <p>1-1-38 工事測量 1-30</p> <p>1-1-39 不可効力による損害 1-31</p> <p>1-1-40 特許権等 1-32</p> <p>1-1-41 保険の付保及び事故の補償 1-32</p> <p>1-1-42 臨機の措置 1-33</p> <p>1-1-43 石綿使用の有無 1-33</p> <p>1-1-44 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） 1-33</p> <p>第2節 土木工事部分</p> <p>1-2-1 一般事項 1-33</p>
1-1	<p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. 適用工事</p> <p>本共通仕様書は、大阪府都市整備部（住宅建築局除く）が発注する機械設備工事及び電気設備工事に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p>	<p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. 適用工事</p> <p>本共通仕様書は、大阪府都市整備部（住宅建築局除く）が発注する機械設備工事及び電気設備工事（建築設備工事除く）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p>
1-4	<p>27. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（平成29年1月30日付け国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。</p>	<p>27. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。</p>
1-11	<p>1-1-14 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-42 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	<p>1-1-14 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-42 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>

	改訂前	改訂後
<p>1-14</p>	<p>1-1-19 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出するとともに、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出するとともに、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	<p>1-1-19 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>
<p>1-15</p>	<p>1-1-21 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出</p> <p>受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-21 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出</p> <p>受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>

	改訂前	改訂後
1-16	<p>1-1-24 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p> <p>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付 国道利37号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</p> <div data-bbox="685 829 1062 1318" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 1-1-2 標示板の例</p>	<p>1-1-24 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p> <p>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付 国道利37号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</p> <div data-bbox="1813 829 2623 1291" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 1-1-2 標示板の例</p> <p>※ 地域住民に対し、公共工事に親しみを持っていただくために、もずやん（大阪府公式メロキャラクター）を活用すること。</p> <p>デザインは下パターンのカラー又はモノクロ表示とし、イラスト等の近くには必ず「©2014 大阪府もずやん」を表記すること。</p> <p>（「大阪府広報担当副知事もずやん」でも可。）</p> <p>（パターン</p> <div data-bbox="1902 1627 2507 1795" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: right;">※左右反転可</p>

	改訂前	改訂後
1-24	<p>1-1-31 環境対策</p> <p>8. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p>	<p>1-1-31 環境対策</p> <p>8. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p>
1-25	<p>1-1-33 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 3 年 6 月改正 内閣府・国土交通省令第 2 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>1-1-33 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 3 年 9 月改正 内閣府・国土交通省令第 4 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>
1-26	<p>14. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正 政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 3 年 6 月 政令第 172 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>14. 通行許可等</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 4 年 1 月改正 政令第 16 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>
1-27	<p>1-1-35 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和 3 年 9 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 48 条)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 58 号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)</p>	<p>1-1-35 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和 3 年 9 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 48 条)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)</p>

	改訂前	改訂後
	(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)	(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)
	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)
	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第69号)	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第69号)
	(14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9号)	(14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9号)
	(15) 道路交通法 (令和2年6月改正 法律第52号)	(15) 道路交通法 (令和4年4月改正 法律第32号)
	(16) 道路運送法 (令和2年6月改正 法律第36号)	(16) 道路運送法 (令和2年6月改正 法律第36号)
	(17) 道路運送車両法 (令和3年5月改正 法律第37号)	(17) 道路運送車両法 (令和4年3月改正 法律第4号)
	(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)	(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)
	(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)
	(20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)	(20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)
	(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)
	(22) 港湾法 (令和2年6月改正 法律第49号)	(22) 港湾法 (令和4年3月改正 法律第7号)
	(23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号)	(23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号)
	(24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)
	(25) 下水道法 (令和3年5月改正 法律第31号)	(25) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第44号)
	(26) 航空法 (令和3年6月改正 法律第65号)	(26) 航空法 (令和4年6月改正 法律第62号)
	(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)	(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)
	(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)	(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)
	(29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)	(29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)
	(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)	(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)
	(31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)	(32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)
	(33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)
	(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)
	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)
	(36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)
	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(38) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号)	(38) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号)
	(39) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)	(39) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)
	(40) 電気事業法 (令和2年6月改正 法律第49号)	(40) 電気事業法 (令和4年6月改正 法律第74号)
	(41) 消防法 (令和3年5月改正 法律第36号)	(41) 消防法 (令和3年5月改正 法律第36号)
	(42) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(42) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(43) 建築基準法 (令和3年5月改正 法律第44号)	(43) 建築基準法 (令和4年5月改正 法律第55号)
	(44) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)	(44) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)
	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)
	(46) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(46) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)
	(47) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)	(47) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)
	(48) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)	(48) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)
	(49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	(49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)

	改訂前	改訂後
	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)
	(51) 船員法 (令和3年6月改正 法律第75号)	(51) 船員法 (令和3年6月改正 法律第75号)
	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)
	(53) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)	(53) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)
	(54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)	(54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)
	(55) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)	(55) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)
	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)
	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)
	(58) 河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号)	(58) 河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号)
	(59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(60) 漁業法 (令和3年5月改正 法律第47号)	(60) 漁業法 (令和3年5月改正 法律第47号)
	(61) 空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(61) 空港法 (令和4年6月改正 法律第62号)
	(62) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(62) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)
	(63) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	(63) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)
	(64) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)	(64) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)
	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第46号)
	(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)
	(67) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(67) 職業安定法 (令和4年3月改正 法律第12号)
	(68) 所得税法 (令和3年5月改定 法律第37号)	(68) 所得税法 (令和4年6月改正 法律第71号)
	(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)
	(70) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	(70) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)
	(71) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)	(71) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)
	(72) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)	(72) 電波法 (令和4年6月改正 法律第70号)
	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)
	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)
	(75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)	(75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)
	(76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)	(76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)
	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)
	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)
	(79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号)
	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)

	改訂前	改訂後
1-33		<p>1-1-43 石綿使用の有無</p> <p>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p>
1-33	<p>1-1-43 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書）</p> <p>1. 請負代金内訳書</p> <p>受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. 内訳書の内容説明</p> <p>監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。</p>	<p>1-1-44 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書）</p> <p>1. 請負代金内訳書</p> <p>受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. 内訳書の内容説明</p> <p>監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。</p>

	改訂前	改訂後
目次	目次	目次
	<p>第1編 共通事項附則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-附-1 適用 附-1</p> <p>1-附-2 用語の定義 附-1</p> <p>1-附-3 工程表 附-1</p> <p>1-附-4 建設副産物 附-1</p> <p>1-附-5 監督職員による確認及び立会等 附-4</p> <p>1-附-6 出来形数量の算出 附-5</p> <p>1-附-7 工場製品確認 附-5</p> <p>1-附-8 技術検査 附-6</p> <p>1-附-9 工事中の安全確保 附-6</p> <p>1-附-10 環境対策 附-10</p> <p>1-附-11 準拠すべき主な技術規定 附-11</p> <p>1-附-12 官公庁等への手続等 附-12</p> <p>1-附-13 提出書類 附-12</p> <p>1-附-14 火災保険等 附-12</p> <p>1-附-15 システム設計管理 附-13</p> <p>1-附-16 保険の付保及び事故の補償 附-14</p> <p>1-附-17 暴力団等の排除 附-14</p> <p>1-附-18 個人情報の取扱い 附-16</p> <p>1-附-19 現場代理人の取扱い 附-17</p> <p>1-附-20 配置技術者の取り扱い 附-19</p> <p>1-附-21 調査・試験に対する協力 附-20</p> <p>1-附-22 施工体制台帳 附-20</p> <p>1-附-23 交通安全管理 附-21</p> <p>1-附-24 工事完成図書の納品 附-22</p> <p>1-附-25 設計図書の変更 附-22</p> <p>1-附-26 担当技術者 附-23</p>	<p>第1編 共通事項附則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-附-1 適用 附-1</p> <p>1-附-2 用語の定義 附-1</p> <p>1-附-3 工程表 附-1</p> <p>1-附-4 建設副産物 附-1</p> <p>1-附-5 監督職員による確認及び立会等 附-4</p> <p>1-附-6 出来形数量の算出 附-5</p> <p>1-附-7 工場製品確認 附-5</p> <p>1-附-8 技術検査 附-6</p> <p>1-附-9 工事中の安全確保 附-6</p> <p>1-附-10 環境対策 附-10</p> <p>1-附-11 準拠すべき主な技術規定 附-11</p> <p>1-附-12 官公庁等への手続等 附-12</p> <p>1-附-13 提出書類 附-12</p> <p>1-附-14 火災保険等 附-12</p> <p>1-附-15 システム設計管理 附-13</p> <p>1-附-16 保険の付保及び事故の補償 附-13</p> <p>1-附-17 暴力団等の排除 附-13</p> <p>1-附-18 個人情報の取扱い 附-15</p> <p>1-附-19 現場代理人の取扱い 附-17</p> <p>1-附-20 配置技術者の取り扱い 附-19</p> <p>1-附-21 調査・試験に対する協力 附-20</p> <p>1-附-22 施工体制台帳 附-20</p> <p>1-附-23 交通安全管理 附-21</p> <p>1-附-24 工事完成図書の納品 附-21</p> <p>1-附-25 設計図書の変更 附-22</p> <p>1-附-26 担当技術者 附-23</p>
附-9	<p>1-附-9 工事中の安全確保</p> <p>12. 新型コロナウイルス感染症にかかる感染拡大防止対策</p> <p>受注者は、工事の実施に際しては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底するものとし、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を参考に適切に対応すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、個別の現場に係る対策に必要な費用については、受発注者間で協議を行い、必要と認められる対策については、施工計画書に反映し、確実に履行を行うものとし、設計変更の対象とする。</p> <p>【建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン】</p> <p>https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html</p>	<p>(削除)</p>

	改訂前	改訂後																																														
附-10	<p>1-附-10 環境対策</p> <p>2. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>(1) 受注者（下請業者を含めたすべての業者）は、大阪府内における自動車NO_x・PM（ノックス・ピーエム）法の対策地域内の工事現場を発着するトラック等の同条例の対象自動車については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に従い車種規制適合車等を使用しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、当該工事のトンネル坑内作業において、内燃機関付の機械を使用する場合は、黒煙浄化装置を装備するものとする。なお、ブルドーザー及びタイヤローラについては、「排出ガス対策型建設機械（一般工事用）又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械」に黒煙浄化装置を装備するものとする。</p>	<p>1-附-10 環境対策</p> <p>2. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>(削除)</p> <p>受注者は、当該工事のトンネル坑内作業において、内燃機関付の機械を使用する場合は、黒煙浄化装置を装備するものとする。なお、ブルドーザー及びタイヤローラについては、「排出ガス対策型建設機械（一般工事用）又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械」に黒煙浄化装置を装備するものとする。</p>																																														
附-18	<p>1-附-19 現場代理人の取扱い</p> <p>4. 現場代理人の雇用確認</p> <p>現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>なお、受注者は、発注者が直接雇用に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。健康保険証等の写しを提出する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。</p> <p>雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認書類</th> <th>内容</th> <th>根拠</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td></td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考	健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される	<p>1-附-19 現場代理人の取扱い</p> <p>4. 現場代理人の雇用確認</p> <p>現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>なお、受注者は、発注者が直接雇用に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。健康保険証等の写しを提出する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。</p> <p>雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認書類</th> <th>内容</th> <th>根拠</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td></td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票 (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く） (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書 (4) 労働基準法に基づく賃金台帳 (5) 後期高齢者医療被保険者証 (6) その他証明できるもの 	確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考	健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される
確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考																																											
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																																											
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																																											
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																																											
確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考																																											
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																																											
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																																											
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																																											

附-19

1-附-20 配置技術者の取扱い

2. 配置技術者の雇用確認

配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は下表によることとする。

なお、受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の**提示**を求めた場合は、提示に応じなければならない。万一、健康保険証等の写しを**提出**する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。

雇用関係を確認するための書類

確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される

1-附-20 配置技術者の取扱い

2. 配置技術者の雇用確認

配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は下表によることとする。

なお、受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の**提示**を求めた場合は、提示に応じなければならない。万一、健康保険証等の写しを**提出**する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。

雇用関係を確認するための書類

確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される

以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること

- (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票
- (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く）
- (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書
- (4) 労働基準法に基づく賃金台帳
- (5) 後期高齢者医療被保険者証
- (6) その他証明できるもの